



指令から依頼され乗務員が駅でマジックハンド使用！？

当日の時系列(4月26日～27日)

- 22:20頃、お客さまから線路内への落とし物の申告
- 駅(JESS)から指令へ抑止依頼→「大幅なダイヤ乱れの為抑止出来ない」と回答?
- 23:00頃、お客さまの再度の要請により再度指令へ抑止依頼→抑止は行わず
- 2:20頃、指令よりマジックハンド使用の依頼を受け、駅の見張り員(JESS)を立て落とし物習得を行う

~~不~~安全な作業は許されない！

- ・駅社員(JESS)は1人で落とし物拾得作業にあたるために、抑止依頼をかけたが、なぜ抑止を行わなかったのか？
- ・終電後の取扱いは駅見張り員ホームのルールはない？
※保守用車の進来を確認する人がいれば良い？
→JESSで保守用車などの教育はされていない？
→保守用車とは何なのかなど知識が無いのに、何かあった時に作業中止の指示が出来るのか？
- ・グループ会社から本体へ作業指示など偽装請負ではない？
- ・帰宅出来ず、3時間以上待たせている状況を見て『緊急を要する事態』と判断した。これから終電後における線路内拾得作業については同様の取扱いを行っていくのか？
→緊急を要する事態なのに抑止も出来ないのか？



安全な作業には必要な教育と決められたルールが必要だ！